

馬籠文化交流施設

(ふるさと学校・ふれあい広場・総合グラウンド)

指定管理者募集要項

令和8年10月

中津川市文化スポーツ部

生涯学習スポーツ課

「馬籠文化交流施設（ふるさと学校・ふれあい広場・総合グラウンド）」
指定管理者募集要項

次のとおり標記公の施設「馬籠文化交流施設（ふるさと学校・ふれあい広場・総合グラウンド）」の指定管理者を募集します。

1. 施設の概要

【馬籠ふるさと学校】

- (1) 名 称 馬籠ふるさと学校
- (2) 所 在 地 岐阜県中津川市馬籠 4797 番地 230
- (3) 設置時期 平成 10 年 11 月 30 日
- (4) 施設概要
 - ①敷地面積 21,862 m²
 - ②建物概要 構造 木造一部鉄筋コンクリート造 2 階建
延床面積 1,729 m²
施設内容 校舎棟・渡り廊下棟
 - ③その他附属施設の概要
 - ・屋内運動場棟（体育館） 1,116 m² 鉄骨鉄筋コンクリート造
 - ・陶芸農機具棟 26 m²
 - ・屋外倉庫棟 12 m²
- (5) 利用者数 令和 5 年度 9,707 人 令和 6 年度 55,290 人 令和 7 年度 23,509 人

【馬籠総合グラウンド】

- (1) 名 称 馬籠総合グラウンド
- (2) 所 在 地 岐阜県中津川市馬籠 4733 番地 37、他 2 筆
- (3) 設置時期 平成 2 年 3 月
- (4) 施設概要
 - ①敷地面積 30,315 m²
 - ②施設概要 グラウンド 14,655 m²
 - ③その他附属施設の概要
駐車場、器具庫、トイレ
- (5) 利用者数 令和 5 年度 1,555 人 令和 6 年度 3,207 人 令和 7 年度 2,209 人

【馬籠ふれあい広場】

- (1) 名 称 馬籠ふれあい広場
- (2) 所 在 地 岐阜県中津川市馬籠 4797 番地 240、他 4 筆
- (3) 設置時期 平成 6 年 8 月
- (4) 施設概要

①敷地面積 17,506 m²

②施設概要 広場

③その他附属施設の概要

・イベントステージ 250 m² 木造

・東トイレ、西トイレ、観光倉庫

(5) 利用者数 令和5年度 6,186人 令和6年度 38,854人 令和7年度 56,998人

【その他敷地】

(1) 所在地 岐阜県中津川市馬籠 4797 番地 378、他 8 筆

(2) 敷地面積 16,500 m²

※施設の詳細及び主な機械設備概要については、別冊「指定管理業務仕様書」を参照してください。

2. 基本業務

業務の範囲

- (1) 当該施設の使用の許可等に関する業務
- (2) 当該施設の使用許可の取消し等に関する業務
- (3) 当該施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 当該施設の利用料金の収受に関する業務

前各号に掲げるもののほか、当該施設の運営に関する事務のうち、市長が必要と認める業務。

※業務の詳細については、別冊「指定管理業務仕様書」を参照してください。

3. 指定予定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

（指定予定期間中における業務の範囲や実施などに関する細目的事項は、指定管理者と市との間で協議のうえ、基本協定を締結します。また指定期間中、会計年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）ごとに、中津川市と年度協定を締結します。）

4. 指定管理業務に要する経費等

施設の管理については、公の施設の利用に係る料金を指定管理者が自らの収入として収受する「利用料金制」を採用します。

利用料金収入及び施設等を活用した自主事業収入で管理業務に要する経費を賄っていただくこととし、指定管理料は支払いません。

利用料金については、市が条例及び規則で定める額の範囲内で、市長の承認を受けて、指定管理者が定めることができます。

また、利用料金については、一定の場合、減免することができます。

当該施設の年間収入見込み額（以下「収入」という。）が、施設に係るすべての維持管理費用（以下「費用」という。）を100万円以上上回る場合は、収入と費用の差額分に提案によって採

択された割合をかけた額を、各年度終了後に市が指定する期日（５月末）までに市に納付することとします。納付金の額に千円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てるものとします。なお、納付にあたっては、会社法その他関係法令に基づき計算等を行うこととし、必要に応じて検査や監査を行う場合があります。

納付金は、費用が収入を上回った場合は納めることはありません。その場合、市が不足する費用を補填することはありません。

利用料金等減免の補償

使用料には、政策的に減免をしているものがあります。市が使用料を減免している基準は指定管理者の利用料金においても同様の取り扱いをしていただきます。このため、減免により指定管理者の収入が減収になることから、減免相当額を市が補填します。

また、市の都合や自然災害等の不可抗力の場合や原油高騰など社会経済情勢の変化で管理経費が想定外に上昇し、指定管理者の経営努力の範囲を明確に超えると判断される場合などは、市民の施設利用に支障がでないよう発生費用の負担について市と指定管理者で協議します。

5. 提案事項

次の事項について、申請者として取り組み内容を提案すること。

- (1) 施設の設置目的である「地域コミュニティ（地域交流・連携機能）及び各種スポーツ合宿機能を担いながら外国人観光客への地域文化振興機能を果たすこと」（指定管理業務仕様書参照）
- (2) 収入が費用を上回った場合において、市に納付する当該差額金額の割合を提案すること。ただし、割合は差額分の２０％以上とする。

6. 応募資格

応募できるものは、法人その他の団体で、当該施設の管理運営を行う上で、人的かつ財産的な管理能力を有し、次に掲げる資格を有するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 1 6 7 条の 4 の規定により、一般競争入札等の参加を制限されていないこと ※ 1
- (2) 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 1 1 項の規定による指定の取り消しを受けたことがある場合はその処分の日から 2 年以上経過していること
- (3) 会社更生法（令和 14 年法律第 154 号）または民事再生法（令和 1 1 年法律第 225 号）等の規定の適用を受けたことがある場合は、更生手続きまたは再生手続きを終了していること
- (4) 中津川市から競争入札に係る指名停止を受けていないこと
- (5) 暴力団およびその統制下にある団体または構成員でないこと
- (6) 暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体または構成員でないこと
- (7) 税を滞納していないこと
- (8) 中津川市に対して債務不履行がないこと
- (9) 市長、副市長、中津川市議会議員、中津川市指定管理者制度の導入に関する基本指針（平

成 20 年 12 月 15 日制定) 第 9 条に規定する指定管理者選定委員会の委員 (当該公の施設の指定管理者の選定に関わる者に限る。) が会長、副会長、社長、代表取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他のこれに準ずる常勤の役員の就任していないこと (ただし、市長又は市議会議員が無限責任社員等で、中津川市が資本金、基本金その他これらに準ずるもので 2 分の 1 以上を出資している法人及び外郭団体は除く)

(10) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的としないこと

(11) 政治上の主義を推進し、指示し、またはこれに反対することを目的としないこと

※応募資格に該当しない(虚偽の申請があった) 場合には、指定の取り消しを行う場合があります。

7. 応募に必要な書類

(1) 指定管理者指定申請書

(2) 添付書類(原則 A 4 版)

① 当該施設の管理に係る事業計画書 (申請様式 1)

② 当該施設の管理に係る収支予算書 (申請様式 2)

③ 管理運営費明細書 (令和 9 年度～令和 13 年度まで各年度 1 部ずつ) (申請様式 3)

④ 応募団体概要調書 (申請様式 4)

⑤ 当該団体の定款又は寄附行為 (法人以外の団体は、これらに相当する書類)

⑥ 法人は、当該法人の登記事項証明書

⑦ 応募団体の直近の事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに直近の決算報告書

⑧ 設立趣旨、事業内容のパンフレット等申請団体の概要が分かるもの

⑨ 納税証明書 (完納証明書) の写し

○法人は、国税 (法人税並びに消費税及び地方消費税) の納税証明書 (未納税額が無い証明書用)

○本店 (権限を委任する場合は委任先) の所在地における、市町村税の完納証明書

※完納証明が発行されない自治体の場合は、(法人) 市民税及び固定資産税の納税証明書 (直前 1 年分) を添付してください。

⑩ 誓約書 (申請様式 5)

⑪ その他の団体は役員の名簿及び履歴書

⑫ 委任状 (指定管理の権限を支店等の長に委任する場合) (申請様式 6)

⑬ その他市長が必要と認める書類

※申請日において、「岐阜県・市町村共同入札参加資格 (建設工事) (測量・建設コンサルタント等の業務)」又は、「中津川市入札参加資格 (物品・その他)」において、中津川市より「入札参加資格者名簿への登載について (通知)」を受けている場合は、⑥の法人は、当該法人の登記事項証明書及び⑨の納税証明書 (完納証明書) の写し、⑪のその他の団体は役員の名簿及び履歴書を提出する必要はありません。

※申請書等の様式は、中津川市のホームページからダウンロードできます。

※複数の法人・団体により構成するグループによる応募は可能です。別途様式が必要となりますので、「8. 応募の受付場所」となる担当窓口へ問い合わせください。

8. 応募の受付期間

(1) 応募期限

令和 8 年 10 月 21 日(水)から令和 8 年 12 月 17 日(木) 午後 5 時 15 分まで(必着)
(土曜日及び日曜日・祝日を除く。)

(2) 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで(正午から午後 1 時までの時間を除く。)

※質疑がある場合は、所定の様式(質問票)により、令和 8 年 11 月 26 日(木)までに FAX
または電子メールに添付して提出してください。(令和 8 年 12 月 3 日(木)までに、書面で
回答します。)

9. 応募の受付場所

中津川市文化スポーツ部 生涯学習スポーツ課(本町分庁舎)

電話：0573-66-1111(内線 4307)

FAX：0573-65-5795

〒508-0041 岐阜県中津川市本町 2 丁目 3-25

※提出部数は 1 部です。持参もしくは郵送(受付期間必着のこと。)してください。応募に係
る費用は、応募者の負担とします。なお、提出された書類等は返却しません。(FAX 等による受
付は致しません。)

10. 申請の取下げ

申請書類の提出後から指定管理者選定委員会開催前までに、申請を取り下げる場合には、事
前に電話連絡の上、辞退届を持参により提出してください。

11. 選定基準、選定方法

(1) 選定基準及び視点

①施設の設置目的が達成できること。

ア 業務仕様書と事業計画書等との整合性はとれているか

イ 管理運営に対する企画力・意欲・姿勢はどうか

ウ 要望・苦情等への対応策は十分か

エ その他応募者の独自の提案があるかなど

②市民等の平等利用が確保されること。

ア 市民等の平等利用の確保策(差別的な取扱いの禁止など)

イ 市民等との情報の共有という観点からの情報公開の対応は十分か

ウ 施設運営に関するモニタリングなど

③施設の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理が行われると認められる事業計画
であること。

ア 市民等サービスの向上策は十分か

イ 市民等サービスの低下を招かない経費縮減策(提案額)

- ウ 類似施設等での業務実績はあるか
- エ 施設の広報計画が適切に行われるか
- オ 施設の利用促進などに関する企画力・意欲・姿勢はどうか
- カ その他応募者の独自の提案があるかなど

④事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

- ア 職員の配置計画・研修計画は適切か
- イ 法人の財務状況は良好か
- ウ 個人情報の保護対策は十分か
- エ 安全管理の対策は十分か
- オ 緊急時の対応策は適切か
- カ 業務委託の状況はどうかなど

(2) 選定方法

応募書類の審査及び代表者等の面接審査により選定します。

※面接審査は令和 9 年 1 月中旬を予定しています。日時等詳細は後日メール等にてご連絡します。

12. 選定結果及び理由の通知

応募者全員に、令和 9 年 1 月下旬をめぐりに、選定結果を文書にてお知らせします。

なお、指定管理者は、中津川市議会（3 月定例会）の議決を経て決定(指定)されます。

※議決後、業務執行上必要となる事項を、本市と指定管理者の協議により協定として締結します。

※協定内容の詳細については、別冊「指定管理業務仕様書」を参照してください。

13. 申請書類の取扱い

提出された申請書類は、返却しません。受付期間終了後、当該申請書類に不足がある場合、提案内容に影響を及ぼさない範囲内の軽微なもの（添付すべき証明書類の添付漏れ、提出部数の不足等）にあつてはその補正を認めますが、事業計画の記載事項の訂正又は全部もしくは一部の差し替えなど、当該範囲を超えるものにあつては、審査の公正を期するため、その補正を認めません。

なお、当該申請書類は、中津川市情報公開条例（平成 25 年条例第 28 号）の定めによる公文書公開請求の対象となるものであり、個人に関する情報その他の同条例第 7 条に規定する非公開情報に該当する部分を除き、同条の規定により公開されます。

14. 指定管理者の指定及び協定の締結

指定管理の指定には、中津川市議会の議決が必要です。選定後、市は指定管理候補者とすみやかに仮協定を締結します。指定管理者に指定する議案を議会へ提案し、可決された場合には、市長が指定管理者に対して指定の通知を行うとともに、その旨を告示します。

市と指定管理者は、業務の内容及び管理の基準に関する細目的事項について、申請時に提出し

た事業計画及び書類審査、面接審査の際の質疑応答などにおいて明確化した事項に基づいて協議の上、協定を締結します。

15. 業務の引継ぎ・指定管理の開始について

指定管理者は、指定期間開始とともに円滑に業務を開始できるよう、指定期間開始前に、当該施設の現管理者等から引継ぎを受けること。なお、当該引継ぎに係る費用は指定管理者の負担とする。

16. 指定管理の選考方法と期間

指定管理期間終了後の指定管理者の選考は、公募による選考方法で行います。期間については、5年を予定しています。

17. 申請資格の喪失

指定管理者指定申請時から指定管理の指定を受ける期間において、申請団体に次のいずれかの事実が認められた場合、当該申請団体（グループである場合には、その構成員であるすべての団体を含みます。）は、その事実が判明した日から1年間、当市における指定管理者の指定に係る申請資格を喪失します。したがって、（1）から（6）までのいずれかに該当する申請団体は、申請案件について失格となります。

- （1） 指定管理者選定委員等に対して、直接又は間接を問わず故意に接触したこと。
- （2） 市に対して、指定管理候補者の選定に関する不当な働きかけを行ったこと。
- （3） 指定管理候補者の選定手続が終了するまでの間に、他の申請団体と申請の内容又はその意見について相談を行ったこと。
- （4） 指定管理候補者の選定手続が終了するまでの間に、他の申請団体と申請の内容を意図的に開示したこと。
- （5） 申請書類の虚偽記載その他選定結果に影響を及ぼす不正行為を行ったこと。
- （6） 指定管理候補者の選定を受けた後、辞退したこと。

18. その他

売店は指定管理者の業務に含まれません。（別途申請の上、市の許可を受けることとなります。）

管理業務等の実施中に故意又は過失により市又は第三者に対し、損害を与えたときは、指定管理者の負担でその損害を賠償しなければなりません。この損害賠償を担保するため、賠償責任保険に加入していない法人等は、保険に加入する必要があります。

「2. 基本業務」の業務の範囲に記載されている以外の事業（自主事業）については、提案者自らの責任と費用において実施することとします。

自主事業については、市と協議の上実施することとなります。提案内容により、市の定める事項の変更が必要となる場合は長期の時間を要する可能性があります。

選定から4月1日の開始まで期間が短いため、準備が間に合わない見込みの場合はご相談ください。

※1「参考：地方自治法施行令抜粋」

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。